環境保全協力金に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、倉敷市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する要綱（令和３年倉敷市告示第６２８号。以下「要綱」とい

う。）第４条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　乙は、甲の区域内に所在する処理施設に一般廃棄物を搬入する場合は、甲に環境保全協力金（以下「協力金」という。）を支払うものとする。

　（一般廃棄物搬入実績の報告）

第２条　乙は、要綱第６条に規定する実績報告書を同条に定める期限までに甲に提出するものとする。

（協力金の支払）

第３条　協力金の額は、次のとおりとする。この場合において、１トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（１）最終処分場に搬入する場合　　１，０００円／トン

（２）それ以外の施設に搬入する場合　　５００円／トン

２　甲は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、協力金の額を確定し、乙に通知するものとする。

３　乙は、前項の通知を受けた日から起算して３０日以内に協力金を支払うものとする。

４　甲は、乙が前項の規定による期日までに協力金の支払が困難であると認めるときは、期間を定めて支払を猶予するものとする。

（調査及び公表）

第４条　甲は、要綱に定める目的の達成のため、必要な限度において乙からの一般廃棄物の搬入に関して調査を行うことができる。

２　甲は、前項の調査に当たり、乙に対して報告を求めることができる。

３　甲は、必要に応じ、乙の名称並びに搬入する一般廃棄物の種類及び量を公表することができる。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、乙から協定の延長の申出があった場合は、有効期間の満了の日の翌日から起算して１年延長するものとする。

（その他）

第６条　この協定書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定する。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

　　　令和●年●月●日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　倉敷市西中新田６４０番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　倉敷市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　倉敷市長　伊　東　香　織

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　●●●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●長　●　●　●　●